

# 建設リサイクルQ&A

## Q 1. 自ら利用とはどのようなことですか？

A 1. 排出事業者（元請施工者）が当該工事現場又は当該排出事業者の別の工事において、産業廃棄物を有償譲渡できる性状に改良し、再度建設資材として利用することをいいます。

自ら利用は、廃棄物処理法の対象外とされていますが、建設汚泥の自ら利用などは許可や届けが必要な自治体もあります。

有償譲渡できる性状とは、利用用途にてらして要求品質を満足する性状のことをいい、必ずしも実際に売れるものとする必要はありません。

自ら利用と称して、有償譲渡できない性状のものを敷地内等に埋め立てることなどは不法投棄に該当します。

## Q 2. 自社再資源化施設等に廃棄物を持ち込む場合、収集運搬、再資源化等の許可は必要ですか？

A 2. 施工者が排出事業者該当し、自ら運搬して自社施設で処理を行うのであれば、廃棄物処理法の処理業の許可は不要です。（下請業者の場合、排出事業者該当しないため、業の許可を必要とします。また、自社施設でも他人の廃棄物を自社のものと併せて受け入れる場合には、業の許可が必要です。）

ただし、自社施設に廃棄物を持ち込む場合であっても、運搬を行う者が排出事業者該当しない場合には、その運搬者は排出業者から廃棄物の収集運搬の委託を受けることとなり、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている必要があり、収集運搬に関して委託契約の締結と産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付（または電子マニフェストの登録）が必要となります。

また、再資源化を行う施設が建設廃棄物の破砕施設（排出事業者が現場に設置する移動式のものを除く）である等、廃棄物処理法上の許可対象施設である場合には、自社処理施設であっても廃棄物処理法の施設設置の許可を必要とするので注意して下さい。

建設副産物リサイクル広報推進会議事務局  
改訂版 建設リサイクル実務Q&Aより